	沖縄県中頭郡西原町字小那覇680　琉球設備工業株式会社 愛媛県東温市則之内甲2357―５　株式会社ダイキアクシス　松山工場 長野県佐久市田口5574―２　株式会社ダイキアクシス　信州工場 福島県福島市山田字赤仁井田100―７　株式会社ダイキアクシス　福島工場

認定番号	浄化槽の名称
５―12―H―003	ダイユー浄化槽　ＦＣＥ５型
〃　　―１	〃　　ＦＣＥ７型
〃　　―２	〃　　ＦＣE10型

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：固液分離型流量調整付担体流動循環方式

製造者の住所・氏名	愛知県知多郡美浜町大字北方字西側85番地の１　大栄産業株式会社 代表取締役　木村　　尊
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業株式会社　東海樹脂工場 愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３―５　大栄産業株式会社　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159―９　大栄産業株式会社　北海道工場 宮城県栗原市若柳武鎗字猿田沢15―43　若柳化成工業株式会社 栃木県芳賀郡益子町大字塙355　有限会社協栄工業 大分県豊後大野市三重町百枝1247―１　大分工業株式会社 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918―１　南九州ニッコー株式会社 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680　琉球設備工業株式会社 愛媛県東温市則之内甲2357―５　株式会社ダイキアクシス　松山工場 長野県佐久市田口5574―２　株式会社ダイキアクシス　信州工場 福島県福島市山田字赤仁井田100―７　株式会社ダイキアクシス　福島工場

認定番号	浄化槽の名称
５―12―H―004	ダイユー浄化槽　ＦＣＥ５型
〃　　―１	〃　　ＦＣＥ７型
〃　　―２	〃　　ＦＣE10型

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：固液分離型流量調整付担体流動循環方式

製造者の住所・氏名	愛知県知多郡美浜町大字北方字西側85番地の１　大栄産業株式会社 代表取締役　木村　　尊
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業株式会社　東海樹脂工場 愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３―５　大栄産業株式会社　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159―９　大栄産業株式会社　北海道工場 宮城県栗原市若柳武鎗字猿田沢15―43　若柳化成工業株式会社 栃木県芳賀郡益子町大字塙355　有限会社協栄工業 大分県豊後大野市三重町百枝1247―１　大分工業株式会社 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918―１　南九州ニッコー株式会社 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680　琉球設備工業株式会社 愛媛県東温市則之内甲2357―５　株式会社ダイキアクシス　松山工場 長野県佐久市田口5574―２　株式会社ダイキアクシス　信州工場 福島県福島市山田字赤仁井田100―７　株式会社ダイキアクシス　福島工場

認定番号	浄化槽の名称
５―12―H―005	ダイユー浄化槽　ＦＤＲ５型
〃　　―１	〃　　ＦＤＲ７型
〃　　―２	〃　　ＦＤR10型

○近畿地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　路線名	二　供用の区間	二　図面縦覧場所
十四号	紀の川市名手西野字杉ノ森三五〇番一から同市後田字松原四の番一まで	歌近畿地方整備局紀の川国道事務所及び同局和歌山河川国道事務所

三　供用開始の期日　平成二十四年三月二十七日

○近畿地方整備局告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第四百二十号大和都市計画下水道事業字陀川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十六年三月九日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

中国地方整備局長　戸田　和彦